

平成27年第2回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成27年2月10日(火)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	委員長 檜垣昌子	委員 嶋谷珠美	
	委員 森岡謙二	委員 森下淑子	
	委員 加藤和宣	教育長 内田隆	
欠席委員	なし		
事務局職員	事務局次長	教育政策課長(教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	学校地域連携担当課長	教育指導課長	
	教育改革・教育支援担当副参事	生涯学習・スポーツ振興課長	
	スポーツ施策推進担当課長	東京オリンピック・パラリンピック担当課長	
	体育協会事務局長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	2号	平成26年度東京都北区一般会計補正予算(第5号)等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	3号	東京都北区いじめ防止条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
3	11号	「北区教育ビジョン2015(素案)」のパブリックコメント実施結果について	了承
4	12号	「トップアスリーのまち・北区」関連サインの設置について	了承
5	13号	東田端図書館漏水事故賠償に係る和解の専決処分について	了承
6	14号	「第3期北区子ども読書活動推進計画(素案)」に関するパブリックコメントの実施結果について	了承

平成27年第2回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成27年2月10日(火) 13:30

檜垣委員長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより、平成27年 第2回 北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 第2号議案 「平成26年度東京都北区一般会計補正予算(第5号)等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

始めに補正予算について事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

それでは、第2号議案、平成26年度東京都北区一般会計補正予算(第5号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取についてでございます。

説明につきましては、歳出から第2号議案参考資料によりご説明をさせていただきたいと思っております。

1項 教育総務費、事務局費の(2)公務支援システム導入費は、カスタマイズ見直しによる委託料の減額です。教育指導費の(1)は、小学校ALTの契約差金の減額です。

2項、小学校費にまいりまして、学校管理費、(3)学校諸料金等は、電気料金等の値上げによる増額です。

学校施設建設費の(1)(2)とも契約差金の減額です。

3項、中学校費に参りまして、学校管理費、(1)(2)とも契約差金の減額です。(3)学校諸料金等の増額は、小学校費と同様の理由です。(4)から(6)の事業につきましても、契約差金の減額となります。

次の教育振興費、(1)就学援助費と、次ページ、4ページをお願いいたします。次ページの学校給食費も小学校と同様の理由です。

学校施設建設費、(1)学校改築事業費は、お示しの2校の基本設計等が打ち切り再計上となったための減額です。

続きまして、校外施設費、校外施設管理費、(1)那須高原学園管理費の増ですが、指定管理者委託料の利用料金据え置きによる消費税補填分の増額です。

飛びまして、6項社会教育費、社会教育施設費、(1)文化センター運営費の増額は、那須高原学園管理費と同様です。

図書館費、(1)図書館運営費の増額は、指定寄付を受け、図書を購入するための増額です。

5ページに参りまして、第7項社会体育費、社会体育施設費、(1)体育館管理費は、修繕工事費の減額です。(2)十条台小学校温水プール等管理費の減額は、お示しの修繕が次年度に見送りとなったことによる減額です。

社会体育施設建設費、(1)も契約差金です。

それでは、恐れ入ります、1ページにお戻りいただきまして、歳入です。14款国庫支出金、(1)国庫補助金(教育費補助金)、①学校施設環境改善交付金の減額は、交

付実績にあわせて減額するものです。

15款都支出金、(1)都補助金(教育費補助金)、①放課後子ども教室推進事業費の減額は、実施校が見込みより減となったことによるものです。②学校支援ボランティア推進協議会事業費の減額は、実績見込みに合わせた減額です。③緑の学び舎づくり実証実験事業は、補助金が交付されることとなったための増額です。

(2)都委託金(教育費委託金)、①小学校外国語活動アドバイザー活用事業の増額は、年度途中で補助制度が新設されたことに伴うものです。

17款寄付金、(1)寄付金(指定寄付金)、①図書館運営費は、図書購入のための指定寄付を受けたことによる増額です。

20款緒収入、(1)雑入(雑入)、①1964年東京オリンピック・パラリンピック50周年記念事業助成金は、当初予算計上後に新設された補助金であり、障害のある人もない人も誰もが参加できる「ドキドキスケート体験教室」等の事業が対象となります。②再生債権弁済金は、企業倒産により、お示しの工事に対する弁償金です。

2ページに参りまして、21款特別区債、特別区債(教育債)、①社会体育施設建設費の増額は、仮称赤羽体育館建設事業費について、記載額を増額したことによるものです。

それでは、恐れ入ります、第2号議案にお戻りいただきまして、すみません、議案をごらんいただけますでしょうか。4枚目の裏です。4枚目の裏をごらんいただきますと、第2表、繰越明許費となっております。繰越明許費は、予算成立後の事由により、年度内にその支出を終わらない見込みの事業について、予算に定めることにより翌年度に繰り越すものです。学校施設整備費は、桐ヶ丘郷小の増築工事に伴う関連工事です。増築校舎の完成が1カ月延伸することに伴う措置です。また、東京オリンピック・パラリンピック開催サポート事業においては、駅前広告塔のデザイン策定に予想以上の時間を要したことにより、年度内の設置が微妙となったため繰越明許費の設定を行うものです。

また、次ページ、第3表、債務負担行為補正は、田端中及び稲付中の改築に係る基本設計費です。今年度中の支払いが翌年度以降となったため、上限額の変更を行いました。

以上、平成26年度第5号補正予算につきまして、ご説明させていただきました。

檜垣委員長

補正予算について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

それでは、次に平成27年度予算について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課
長

それでは、平成27年度当初予算案について、ご説明申し上げます。こちらも参考資料をもとに説明をさせていただきます。なお、その後に、平成27年度主要事業についても、あわせてご説明させていただきます。

初めに、第2号議案、参考資料A3判の平成27年度当初予算（案）教育費内訳書をごらんいただけますでしょうか。こちらも歳出から、新規事業及び今年度と比較して増減の大きいものについてご説明させていただきます。

まず、教育総務費の事務局費です。旧教職員住宅解体費は、新規事業です。区の売却方針に伴い、建物解体の経費を計上するものです。しかし、解体工事につきましては、近隣への説明や調査等により2カ年を要することから、債務負担行為の設定をさせていただきます。

教育指導費は、新規として、理科支援員を全中学校に配置いたします。小学校費の学校管理費の増は、稲田小、桐郷小に加え、梅木小、清水小の校舎増築経費がふえたことや、通学路等への防犯カメラ設置事業を本格開始することによるものです。

学校給食費の減は、給食備品の経費の一部を小学校適正配置等、他の事業で計上をしたためです。

学校施設建設費の増は、なでしこ小の改築がいよいよ始まりますので、その工事費です。

中学校費の学校管理費の減は、防犯カメラの全校設置が完了したことによるものです。

学校給食費の減は、計画的に給食備品の買い換えを行ってまいりまして、ほぼ買い換えが終了したことによるものです。

学校施設建設費は、浮中の新規着手により、設計校が2校から3校になったことによる増です。

校外施設費の増は、お示しの岩井学園及び那須高原学園の工事費の増です。

飛びまして、社会教育費の社会教育施設費は、赤羽文化センターの改修工事等による増です。

図書館費の増は、赤羽・田端両図書館が、耐震改修工事のため休館しておりましたが、平成27年度は通常開館となりますので、窓口業務委託費が増となるためです。

社会体育費に参りまして、社会体育総務費の増は、中央公園バリアフリー化工事の増が主な要因です。

一番下、社会体育施設建設費の増は、仮称赤羽体育館建設工事費の物価上昇対応分及び設計変更を行う経費の増です。

歳入に参りまして、一番上、使用料及び手数料の使用料でございます。申しわけございません、増の理由が漏れておりますが、平成26年度桐ヶ丘体育館が改修工事により一時休館いたしておりましたが、平成27年は通年貸し出しが可能となるためでございます。

国庫支出金、国庫補助金の増は、なでしこ小の改築工事の進捗及びリフレッシュ改修工事に対する補助金の増です。

都支出金のうち、都負担金は、水飲栓直結給水化モデル事業費の対象校が5校から4校になったための減です。

都補助金の増は、清水小と三岩小の統合新校の厨房備品整備の増などによるものです。

繰入金、基金繰入金の増は、なでしこ小改築などに対する学校改築基金からの繰入金がふえたことによるものです。

特別区債、特別区債の増は、なでしこ小の改築に伴う区債がふえたことによるものです。

資料裏面に、歳出予算の項別構成比をお示しさせていただきましたので、ご高覧いただければと思います。

それでは、恐れ入ります、またここで、第2号議案をごらんいただけますでしょうか。最後のページから1枚お開きいただきますと、右側のページに第2表、債務負担行為があります。予算は単年度主義ですが、大規模な工事などで複数年にわたる契約の場合に、あらかじめ定められた期間にその限度額の範囲で、債務つまり予算執行を行うことを前もって区議会に了承を得るものです。平成27年度は、お示しの4事業となります。

また、左ページ、第3表、特別区債です。お示しの事業につきましては、基金、家庭という貯金でございしますが、取り崩して充てていますが、将来的に計画的な学校改築等を進めるためには、金利の低い時期には積極的に借金をして効率的な財政運営を図っています。これが特別区債です。学校改築工事は、なでしこ小の改築工事、学校用地取得費は、なでしこ小の拡張用地を取得、社会体育施設建設事業は、仮称赤羽体育館建設に伴うものです。

それでは、また申しわけございません、続きまして、平成27年度主要事業について、ご説明させていただきます。第2号議案、参考資料、平成27年度主要事業一覧（予算の概要）をごらんいただけますでしょうか。

4の家庭教育力向上プログラム事業費は新規事業で、平成27年度は「家庭教育力向上アクションプラン」の検討、PTAや学校と連携して、生活習慣形成や、親子のきずなづくりのためのモデル事業を実施いたします。

その下、5の小中一貫校設置検討費も、新規事業です。学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育のさらなる推進を目指し、施設一体型の小中一貫校の設置を検討してまいります。新年度には、学識経験者を含めた検討委員会を立ち上げる予定です。

6の学校用務業務委託事業費（小・中）は、平成27年度から王小、西浮小、王子桜中、桐ヶ丘中でも実施することになりました。なお、赤岩中、紅葉中の委託料は、学校設備保守点検費へ移行したため、平成26年度に比べ予算額は減額となっております。

7、学校適正配置関係経費は、稲付中サブファミリーブロック統合新校の開設準備等を行ってまいります。

8の校舎等維持修繕費は、お示しのような工事を実施する予定です。

9の校地借地料は、新規としてなでしこ小、改築に伴う国への承諾料を計上しております。

ナンバー10につきましては、ナンバー6でご説明したとおりでございます。

11番から2ページに参りまして14番までの事業につきましては、お示しのとおりでございます。

15番、学校支援課事務費は、認定こども園開設に向け、平成27年度認定こども園検討委員会を設置いたします。

17、学校運営費（小・中）は、児童・生徒数により伝達を行うものですが、平成27年度はお示しの数で計上しております。

18、パソコン経費（小・中）は、パソコンのリース契約更新に合わせて、校内無線LAN環境整備や、タブレット端末の導入をしております。

20番、教員用教科書購入費（小）は、教科書改訂に伴う教科書等の購入経費です。それでは、3ページに参りまして、26、放課後子ども総合プラン推進事業費です。新たに5校で開始をいたします。

27、学校施設開放推進費は、管理、補助委託に合わせ、新たに4校で開始をいたします。

29、グローバル人材プロジェクト事業費は、新たに北区イングリッシュプラザをモデル開講いたしますが、小学校E L T派遣委託経費を実績により減額をしたため、予算額も減となっております。

32番、児童生徒適応指導教室運営は、学校と家庭の連携推進事業支援員を小学校16校と、中学校全校に配置いたします。

33、学力パワーアップ事業費は、小学校3～4年生に対し、学力のつまずきを早期に解決するため、学力フォローアップ教室をモデル実施するとともに、夢サポート教室も実施いたします。

34番、魅力ある学校図書館づくり事業費では、学校図書館への司書配置を週1回から週3回へ拡大いたします。

35、コミュニティ・スクール運営費では、平成27年度新たに田端小でも開始いたします。

38、特別支援教育推進費（小・中）では、小学校特別支援教室巡回校、15校から26校に拡大します。

4ページ、最終ページに参りまして、42番、体育館管理費では、お示しの事業を実施いたしますが、平成26年度桐ヶ丘体育館の屋根補修工事が完了したため、減となっております。

それでは、48番に参りまして、東京オリンピック・パラリンピック推進事業費は、お示しの事業を実施いたします。

51、博物館管理運営費では、特別収蔵庫空調設備の更新工事を実施いたします。

以上、雑駁でございますが、当初予算のご説明をさせていただきました。以上でございます。

檜垣委員長

平成27年度予算について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については異議なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長

ご異議ないと認め、本件は異議なしとすることに決定いたします。

次に、日程第2、第3号議案「東京都北区いじめ防止条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

初めに、北区いじめ防止条例について、事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

委員長

檜垣委員長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、東京都北区いじめ防止条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について、ご説明いたします。東京都北区いじめ防止条例は、学校等におけるいじめを防止するために提出するものでございます。

条例案の内容につきましては、平成27年1月27日に開催されました教育委員会協議会にて既にご説明させていただき、ご審議いただいたところでございます。本件につきましては、北区議会、定例会に提出する議案を作成するに当たり、改めて教育委員会としての意見を抛出するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

檜垣委員長

北区いじめ防止条例について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

次に、東京都北区立幼稚園条例の一部を改正する条例について、事務局から説明をお願いします。

学校支援課長

委員長

檜垣委員長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、私から北区立幼稚園条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。恐れ入りますが、議案書の後ろから11枚ちょっと、恐縮でありますが、11枚おめくりいただきますと、第18号議案書の表紙がでございます。

そこから2枚おめくりいただきまして、3ページの説明欄をごらんいただきたいと思います。子ども・子育て支援新制度の施行に伴う、保育料に係る規定を改めるため、条例案を提出するものでございます。

恐れ入ります、もう1枚おめくりいただきまして、4ページと5ページをお開きください。新旧対照表をお示ししております。子ども・子育て支援法の規定によりまして、保育料は区市町村民税所得割の区分による応能負担とするとされたため、現行の制度において入園後減免を行っていたものについて、所得分による応能負担とするものでございます。

下段にお示しの現行の入園料1,100円、保育料が5,000円、これを上段改正後にお示しの入園料及び保育料を階層区分並びに世帯の子どもの区分、それぞれお示しの金額に改正をするものでございます。本日、席上に差しかえを配置させていただいております。左上に別紙第3号議案資料と書かれた資料をごらんいただきたいと思いません。よろしいでしょうか。

1の要旨でございます。本年4月から施行されます子ども・子育て支援新制度における両者負担の保育料は、国が定める額を限度といたしまして、世帯の所得の状況その他の事業を勘案して区市町村が定めることとされております。国は、教育標準時間認定を受ける子ども、いわゆる幼稚園児については、私立施設の保育料設定を基礎に、幼稚園就園奨励費を考慮して区市町村民税の階層別に保育料を設定しております。

また、新制度では保育料は区市町村民税の所得割額で算定し、利用者負担の切りかえ時期は9月としております。このため、7月以前は「前年度分」の所得割額により認定し、9月以降は「当年度分」により認定をいたします。区立幼稚園も新制度に移行するとともに、幼児教育の振興を図る観点から、国の考え方及び現行の保育料を踏まえまして規定するため、区立幼稚園条例を改正するものでございます。

2の改正内容です。(1)国の利用者負担のイメージをもとに、階層区分を設定いたします。

(2)現行の保育料額から就園奨励減免額を減じて設定します。

(3)入園料についても低所得者世帯及び多子負担軽減の考えに基づき、設定をいたします。

(4)利用者負担の切りかえ時期は9月とし、4月から7月は前年度分により認定し、9月以降は当年度分により認定することといたします。

(5)多子負担軽減を設定いたします。

恐れ入ります、もう1枚おめくりいただきたいと思いません。矢印右の表が、国が示す利用者負担のイメージとなります。さらにもう1枚おめくりいただきますと、国のイメージをもとにしました区立幼稚園の保育料をお示ししております。保育料の階層区分をごらんいただきますと、点線で囲っている下の二つの階層ですが、真ん中の階層区分の市町村民税所得割課税額、7万7,100円以下の階層と保育料が同額のため、上記①、②以外の世帯として、階層を一つにまとめ、改正する条例では階層区分を3階層としております。

恐れ入ります、もう1枚おめくりいただきますと、これまで幼稚園入園後に保護者に配布している就園奨励費についてのお知らせになります。条例の減免規定により、入園後に実施しておりました就園奨励費の減免対象と減免額をお示しするものですが、今回の条例改正後は応能負担となります。

なお、こちらの表の区分2と3については、国の就園奨励費の別枠として区で上乗せ

しています。平成26年度までの過去3年間は、この区分の対象者はいませんでした。今回の条例改正では、国が示す利用者負担のイメージをもとにするため、この階層区分は設定しませんが、経過措置といたしまして対象となる保護者がいれば、入園後に減免申請を出してもらい減免をさせていただきます。今後の保育料の目安の際に検討をしてみたいと考えております。

恐れ入りますが、参考資料の1枚目にお戻りいただきまして、3の今後の予定です。お示しのとおりとなっております。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、議案書の3ページをお開きいただきたいと思っております。ページ中ほどの付則をごらんください。その条例は、子ども・子育て支援法の施行の日、平成27年4月1日と決定しております、この日から施行いたします。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

檜垣委員長

東京都北区立幼稚園条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

次に、東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習・
スポーツ振
興課長

委員長

檜垣委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・
スポーツ振
興課長

私からは、東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。つづりの後ろから4枚おめくりいただければと思います。この件につきましては、平成27年1月13日に開催されました教育委員会の報告第5号ということで、表題は西が丘ジョギングコースにおける利用環境の充実ということで、その説明の中で赤羽スポーツの森公園競技場内にランニングステーションを設置するご説明をさせていただきました。そちらの施設に関する使用料等を定めるための条例でございます。

1枚おめくりいただければと思います。本条例の改正でございますけれども、こちらの囲いにありますようにランニングステーションとしまして、この施設を位置づけまして、1回大人300円、高齢者150円、子ども100円という料金を設定するものでございます。説明欄に記載をさせていただいておりますとおり、ランニングステーションを設置することに伴い、その使用料を定めるための条例でございます。

付則のところ、この条例につきましては、平成27年4月1日からの施行をさせていただきます。なお、この運営に関しましては、条例以外に必要な事項等に

つきましては、規則等で定めさせていただき予定でございます。こちらにつきましても、教育委員会で付議をさせていただき予定でございます。

私からの内容についての説明は以上で、もう1枚おめくりいただきますと、今のご説明の新旧対照表、そしてもう1枚おめくりいただきますと地図になっています。ご案内かと思えますけれども、4ページが全体の案内図ということで、赤羽スポーツの森公園競技場の全体の位置ということで、ナショナルトレーニングセンター陸上競技場の北側、自然観察公園の南側の位置でございます。左側が施設全体の配置図でございます。主な競技場の施設が、右側のちょうどサッカーのできるようなエリアで囲まれている部分、その左手、西側に管理棟が縦長にございます。

この管理棟の配置が最終面でございます。最終面の背面図ということで、この管理棟の1階の図面をお示ししております。上側がほぼ北側になっておりますので、そのままお読みをいただきますと、ふれあいホールが上のほうから続いておりまして、ちょうど吹き出しになっているところが、現在更衣室として使っている部分の一部をランニングステーションとして使うというところでございます。なお、男女に分かれておりまして、シャワー室が完備されているというところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

檜垣委員長 東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますか。

森下委員 委員長

檜垣委員長 森下委員

森下委員 ちょっと質問ですけれども、このランニングステーションは、シャワーあるいはロッカーがあると伺いましたが、従来あそこでスポーツをやる人たちにもそういう施設はあるのですか。

生涯学習・スポーツ振興課長 委員長

檜垣委員長 生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長 こちらの赤羽スポーツの森公園競技場は、主にサッカー利用が多いというところで、そちらの練習ですとか、試合用が別に今のこちらの図面でいきますと、南側にちょっと見づらいのですけれども、シャワー、あるいは更衣室の大きなものが二つ用意されております。今回は、ふれあいホールということで、ちょうど北側にあります、少し運動ができる、卓球ですとか軽いスポーツができるような部屋の専用のシャワー・更衣室を使ってということですので、サッカーですとか大きなグラウンドを利用する方とは競合し

ないように位置づけをさせていただいております、そこの混乱がないように今回設置をさせていただくものでございます。

森下委員 わかりました。ありがとうございます。

檜垣委員長 ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長 次に、東京都北区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例、ほか7本の条例改正について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課
長 委員長

檜垣委員長 教育政策課長

教育政策課
長 それでは、恐れ入ります、第3号議案、1枚おめくりいただきますと、29条の規定に基づき意見聴取についてという用紙がついてございます。この中の2から6及び9につきましては、教育委員会制度改革に伴う規定の整備です。各条例案の説明欄は省略をさせていただきます。

それでは、初めに、ここから7枚おめくりいただきまして、1件目は、第5号議案、東京都北区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例です。

2枚おめくりいただき、新旧対照表です。1条、設置において、「及び副区長」を「副区長及び教育長」に改正するものです。1ページにお戻りいただきまして、付則でございます。本条例は、平成27年4月1日からの施行となります。

それでは、1枚おめくりいただきまして、次、2件目、第7号議案、東京都北区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例です。3ページにつきましては、新旧対照表はついておりますが、3ページにつきましては教育委員会意見聴取外でございまして省略させていただいて、4ページをごらんいただけますでしょうか。新旧対照表（第2条関係）です。第1条、この条例の目的においてのところで、「及び副区長」を「副区長及び教育長」に改正し、また、別表1、第2条関係に、「教育長月額79万2,200円」を追加いたします。また、別表2、第3条関係、旅費に関する規定の副区長の欄に、教育長を追加するものです。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、付則です。本条例は、平成27年4月1日からの施行となりますが、新制度の教育長になるまでは、これまでどおりとなります。

また、そこから2枚おめくりいただきますと、3件目、第8号議案、東京都北区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例です。4ページをごらんいただけますでしょうか。第8号議案参考資料、新旧対照表、第1条関係をごらんく

ださい。

第2条、給料の額を月額0.2%相当引き上げ、79万2,200円とする。また、6条、期末手当の支給方法等では、年間0.25月分引き上げるものです。

また、5ページに参りまして、新旧対照表第2条関係では、条例の題名を「東京都北区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例」を、「東京都北区教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例」に改めます。そして、現行2条、給料の額から下のほうを見ていただきますと、現行2条の給料の額から、おめくりいただきまして、6ページの6条、期末手当の支給方法までを第7号議案、北区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例に規定したことにより削除をいたします。

そして、上段の改正後、第3条として、「職務に専念する義務の免除」を追加いたします。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、新制度における教育長は常勤とし、法律または条例で定める場合を除いて職務専念義務が課せられたため、条例で職務専念義務の特例について定めるものです。

それでは、2ページにお戻りいただきまして、付則です。本条例の第1条の規定は、平成27年4月1日から施行となります。しかし、2条の規定は、新制度の教育長になるまではこれまでどおりとなります。

恐れ入ります、また2ページおめくりいただきますと、4件目でございます。第9号議案、東京都北区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。それでは、3ページまでお進みいただきまして、3ページ、第9号議案、参考資料、新旧対照表をごらんください。下段の現行、第3条、報酬の支払い方法から、「委員長」を削除するとともに、規定の整備を行うものです。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、付則です。本条例も新制度の教育長になるまでは、これまでどおりとなります。

それでは、また2枚おめくりいただきまして、5件目でございます。第10号議案、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例です。3ページをごらんください。第10号議案参考資料、新旧対照表です。先ほどご説明したとおり、新制度による条例改正で、教育長は東京都北区長等の給料等に関する条例の適応を受けることになり、退職手当条例の適応対象外とされるため、下段の現行第2条、支給対象から「東京都北区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例」を削除いたします。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、付則です。本条例も、新制度の教育長になるまでは、これまでどおりとなります。

それでは、少し飛びますが、未来館条例と幼稚園条例の後についております19号議案、後ろから7枚目となりますが、19号議案、東京都北区教育委員会組織条例の一部を改正する条例をごらんください。3ページをおあげいただきまして、第19号議案参考資料、新旧対照表です。現行の「6人の委員をもって」というところを「教育長及び5人の委員をもって」といたします。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、付則です。本条例も、新制度の教育長になるまでは、これまでどおりとなります。

以上が、教育委員会制度改革に伴うものです。

それでは、ここから二つお戻りいただきまして、13枚ほどお戻りいただきますと、第17号議案、東京都北区教育未来館設置条例の一部を改正する条例がついております。第17号議案、東京都北区教育未来館設置条例の一部を改正する条例についてです。

2枚おめくりいただきまして、3ページの説明欄をごらんください。東京都北区教育未来館の位置及び同館に設置する施設を変更するとともに、貸出施設の使用に係る規定を整備するため、本条例案を提出するものです。

おめくりいただきまして、4ページ、第17号議案参考資料、新旧対照表をごらんください。第1条、設置では、住所の変更、第2条、施設では、新住所がこちら、滝野川分庁舎と同じになりますが、こちらには未来館の研修室や会議室はございませんので、そちらを削除させていただきました。

第5条、使用につきましては、貸出施設は体育館のみとなりますので、「第1条の目的以外の使用に供することができる」と変更いたします。

第6条は、規定の整備です。第7条は、使用料です。これまでは使用料は無料でしたが、恐れ入ります、6ページをごらんいただけますでしょうか。別表第1にお示しのとおり、昼間2,600円、夜間3,900円を使用前にいただきます。ただし、相当の理由がある場合は減免や後納の措置も行えるとしています。

また、第2項では、スポーツ利用の目的で使用する場合は、6ページの別表2にお示しのとおり、昼間900円、夜間1,800円を限度として規則で定めるとしております。

1枚お戻りいただきまして、9条、11条、12条は、規定の整備を行うものです。

それでは、また、6ページに参りまして、第13条、委任等として、この条例に定めるもののほか、体育館の貸出については、東京都北区立学校設備使用条例の例によるものとしています。また、14条は、本条例の施行について必要な事項は、規則で定めるとさせていただきます。

7ページ以降は、案内図と配置図になってございます。未来館の事務室でございますが、この3階の教育長室の隣に引越しをしまっているということになります。それでは、そちらについてはご高覧いただきたいと思います。すみません、2階です。

それでは、3ページにお戻りいただきまして、付則です。本条例は、平成27年4月1日からの施行となります。しかし、貸出につきましては、システム改修だとか、滝野川紅葉中学校の部活動の代替施設として使用するということとなりますために、秋以降の貸出になる予定でございます。

以上、ご説明させていただきました。

檜垣委員長 東京都北区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例、ほか7本の条例改正について、ご質疑またはご意見はございますか。

森下委員 委員長

檜垣委員長 森下委員

森下委員	意見ではなく感想になるのですけれども、教育長の給与等がありましたけれども、委員長も兼ねるといふ従来の委員長も兼ねての職と改正後はなるという割には、お給料の上がりぐあい非常に少ないなという、大変激務になると思うのですね、今以上に。それなのに、上がりぐあいが大変1, 600円とかと大変小さな額なので、審議会等で気になっていることだと思うのですけれども、もっとあってもいいのではないかなという感想を持ちました。よろしく願いいたします。
教育政策課長	委員長
檜垣委員長	教育政策課長
教育政策課長	今回の値上げにつきましては、制度改正によるものではございません。また、制度改正後は第5号議案で、東京都北区特別職報酬等審議会条例というところに教育長の給与につきましても、そちらのほうでお決めいただくこととなりますので、そちらでご検討いただけるものと思っております。 今年度は、人事委員会の勧告がございまして、それに合わせて上がったということでございます。
森下委員	それなら安心しました。ありがとうございます。
檜垣委員長	ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。
加藤委員	委員長
檜垣委員長	加藤委員
加藤委員	教育未来館の体育館使用のことなのですが、この一般に貸し出す場合の昼間の時間が2, 600円、夜間が300円アップになる。そして、スポーツで使うときは、昼間が1時間につき900円ですね、これ。1時間単位なのですね。ですから、昼間、例えば5時間借りると4, 500円という形でしょうか。それでいいのですね。これは1時間につき、その枠内、時間の中で各1時から5時までなのか、夜間との昼間の時間帯、夜間の時間帯の切りかえは、どうなっているのでしょうか。
教育政策課長	委員長
檜垣委員長	教育政策課長

教育政策課長	<p>この時間と金額につきましては、地区体育館の貸出の金額を参考として、こちらに掲げさせていただいているものです。</p> <p>恐れ入ります、これは今回条例ということで、細かなところは規則で定めさせていただくので、そちらについては限度額を入れさせていただいてございます。ですので、実際に規則で定めるときには、これを限度として金額を定めていくということになります。</p>
加藤委員	<p>もう一つ、その秋以降なら貸出をしますというお話だと思うのですが、その時期というのは秋といってもいろいろと幅があると思うのですね。私のところに実は既に、あそこは使えるのかというスポーツ団体の方からのお話もあるのですが、まだ4月以降でないといけないと話はあるのですが、その辺の秋以降、正式にはどれぐらいから貸出が可能なのか。</p>
学校改築施設管理課長	委員長
檜垣委員長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	<p>先ほど教育政策課長の説明にも若干ございましたが、教育未来館の体育館につきましては、夏休みを中心に滝野川紅葉中学校の部活動の代替施設として使わせていただく予定がございます。これは何かといいますと、滝野川紅葉中学校の新校舎の体育館ですが、実は東日本大震災がちょうどあったときに設計をしてございます。できる限り、その時点で考えられる強い体育館の天井に設計してつくったのですが、やはりその後決められました基準には合致しておりませんで、夏休みに入ってから、今の新校舎の体育館の天井を落として、新たに天井をつくる工事をさせていただきます。その工事が、最大で7月から9月ぐらいまでかかるかと思っております、その間、同校の体育や部活動の活動の代替施設として未来館の体育館を使わせていただけないかを今検討してございます。</p> <p>詳しくは、次回、もしくはそれ以降の教育委員会で報告させていただこうと思っておりますが、その期間、昼間の利用を中心に一般の方に貸し出しするのもなかなか難しいという判断から、今の時点では秋以降と、お話をさせていただいているところでございます。</p>
加藤委員	わかりました。
生涯学習・スポーツ振興課長	委員長
檜垣委員長	生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・
スポーツ振
興課長

若干ちょっと私から補足をさせていただきます。先ほどの使用料につきましては、地区体育館のほうも先ほどの条例にありますように、上限が定められております。ただ、実際にはスポーツ利用の規則の中で金額を定めておまして、昼間については2,200円、夜間については3,900円、ただしそのほか、附属のネットですとか、そういったものの修理は別途ありますけれども、そういった設定をさせていただいております。

また、あわせて今の開放時期ですけれども、利用についてはちょっと三つ分けて考えていただきたいのです。本来目的としての教育未来館の利用、そしてこの学校設備の条例という中で、一般的に貸出をできる部分で、スポーツ利用については、地区体育館であって、ここの施設は違いますけれども、夜間校庭開放ということで、特定の曜日・時間を定めて、一般的に貸出をしていますので、今申し上げている2,200円というのが、今でいきますと、地区体育館が開放になっております、おおむね火・木・土の夜間と第1・第3の日曜日については、そういった貸し方を検討していると。

ただ、あくまでも未来館の施設でありますので、委任を受けて、うちのほうの施設関係で開放するような形で、残りの部分については未来館が使わない場合に、通常の学校と同様に設備使用ということで、担当課で貸し出すような部分を今検討しておまして、開放時期についても、その3者のいろいろな事務の形の整理ですとか、施設の若干の改修を予定しておりますので、おおむね秋というお話がありましたけれども、なるべく早くということで今関係課と打ち合わせをしているところでございます。

加藤委員

委員長

檜垣委員長

加藤委員

加藤委員

もう一つ、すみません。実は、多分ご承知だと思うのですが、ここの地区、災害が起きたときの使用の方法といいますか、避難施設として昔からあるわけですね。それが変更になるということは、私のほうでもある程度は聞いておりますけれども、以前ですと当然滝野川紅葉中学校の施設が避難所として扱われて、その運営の責任者という形をとっていましたので、その辺について災害時におけるこの未来館の体育館としての使用の方法というものもきちんと考えていただいて、訓練のやり方も当然危機管理と一緒に考えて考えなければいけないだろうと思いますし、使用の中で早目にそういうことも訓練をやらないと、一般の方たちは旧の状態しか知らないわけですね。以前の状態のままでも入れるような感じのイメージを持たれても困りますので、私としてはこの地域の町会長とすれば、早目にその認識を改めてもらうためのものもやらなければいけない。

そうすると、それはいつごろやったらいいのか。野尻課長さんもいらっしゃることで、関根課長さんが今現在防災課長をしていますので、教育委員会は非常に密接なつながりがありますので、その辺についてもきちんと適切な時期ということも逆に提示していただいて、この時期にやられたらどうですかという提案もぜひ受けて、それに対して地域に呼びかけを、私どもの町会と西ヶ原自治会が、その避難所をここに定められて

いますので、その辺についてご配慮のほどお願いいたしたい。

教育政策課
長 委員長

檜垣委員長 教育政策課長

教育政策課
長 ありがとうございます。未来館の体育館になりましても、避難所として使うことになっておりますので、もう本当にそういうことで体育館の使用方法につきましても、地域の方々と一緒にどう使っていくのかというのは検討しておかなければいけないのだなというのは思っております。防災課と至急そういうところを詰めて、自治会の皆様にもお知らせをして、一緒になるべく早くに訓練ができるような形で考えていきたいと思っております。
以上です。

檜垣委員長 ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長 ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については異議なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長 ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。
次に、報告事項に移ります。日程第3、報告第11号「北区教育ビジョン2015(素案)」のパブリックコメント実施結果について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課
長 委員長

檜垣委員長 教育政策課長

教育政策課
長 それでは、「北区教育ビジョン2015(素案)」に関するパブリックコメント実施結果について、ご報告をさせていただきます。初めに、A4横のパブリックコメントの実施結果をごらんいただけますでしょうか。

意見募集期間ですが、12月22日から1月28日でした。意見提出者は6名で、18件のご意見をいただきました。重複しているものもありましたので、15件についてご意見の要旨と教育委員会の考え方をまとめさせていただきました。各意見につきましてはお示しのとおりですので、ご高覧をいただければと思います。

なお、今回いただきましたご意見は、ビジョンの方向性についてはご理解をいただいた上で、具体的なご提案をいただいたものと理解をしております。そのため、現時点ではビジョンの手直しはないものと考えております。

それでは、A4縦の教育委員会資料をごらんいただけますでしょうか。1枚おめくりいただきまして、こちらの用紙になります。2の今後の予定です。3月2日の校園長会にご報告させていただきまして、翌3日の文教委員会での報告後、13日までに区議会各会派からのご意見をいただきまして、3月20日にパブリックコメントの実施結果を公表いたします。27日の教育委員会で、各会派からの意見の報告とビジョン最終案のご了承をいただいた後、3月下旬から4月上旬にかけて冊子の配布と、北区ホームページでの公開、それから4月10日号の北区ニュースと、5月中にですが、くおん臨時号で特別記事を出したいと考えております。

以上でございます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

森下委員

委員長

檜垣委員長

森下委員

森下委員

このパブリックコメントを読ませていただきまして、今課長からご報告がありましたように、特に方向性については理解を頂いていると私も思いました。内容的には、やろうとしていることに対する評価と、あとは要望があるかと思うのですね。要望の中でも例えば時期を早くしてほしいとか、あるいは自分のこの生活のためにもっとこうあってほしいとか、内容もさらに充実させてくださいという要望だと思うのですけれども。

中に、例えば2ページにありますように、2ページの3ですけれども、この方はとても前向きなご意見だと思うのですね。統合等に関してもまちづくりの視点から検討してほしいと、児童数のみならずということで、いろいろな意見を述べておられるのですけれども、それに対する答えとして、教育委員会の考え方が、余りそのおっしゃっていることに対する答えではなくて、どちらかという引き続き子どもたちの教育環境を整えるため、小学校の適正配置を推進してまいりますというお答えなのですけれども、現在例えば、なでしこ小なども統合した学校ですよ。ここに出ているようなまちづくりだとかも考えた施設を現にやろうとしているわけなので、そういう当たりもここに答えの中に入れられてもいいなという気がいたしました。

それと、ページをめくりまして、9番、10番、11番当たりの要望を聞いていますと、やはりこれらの例えば11番の長期に休み中には給食を出してくださいのような要望とかに対しては、やはり教育委員会としては毅然と、といいましょうか、家庭のあり方というものも考えて、もちろん働く人にとってはそういうことが要望としてあるかもしれないけれども、保育時間だとか、いろいろなことで要望が出てくるのがこれからもあると思うのですね。

やはり、そういうときに家庭のあり方だとか、親子のあり方ということをしつかり据

えて、限度といいましょうか、毅然とした答えを送っていくような姿勢で当たるといいのかなと、そうでないとそのうち、ぜひ泊めてくださいとか、宿直もしてくださいではないですけども、預かってくださいというのも出てこないとも限らない時代だなど思いましたので、やはりこちらの考えをちょっと変えていくという、言葉は選ばなければならぬと思いますけれども、そういう姿勢でいかなければならぬなと感想を持ちました。

以上です。

教育政策課
長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課
長

ただいま貴重なご意見をいただきましたので、考え方のところにつきましては、少し検討をさせていただこうと思っております。

以上です。

檜垣委員長

ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。次に、日程第4、報告第12号「トップアスリーのまち・北区」関連サインの設置について、事務局から説明をお願いします。

東京オリン
ピック・パ
ラリンピック
担当課長

委員長

檜垣委員長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

東京オリン
ピック・パ
ラリンピック
担当課長

それでは、報告第12号をご説明いたします。1枚おめくりをお願いいたします。兼ねてからご報告・ご説明をさせていただいております「トップアスリーのまち・北区」のサインでございます。サインのデザイン関係が決定いたしましたので、ご報告をさせていただきたいと思っております。

2の整備内容でございます。公共施設の総合案内サインということで、下のほうに赤紫と申しますか、サインがございます。このサイン、正面から見たときの右側が、横から見たところの絵でございます。十条駅西口に現在タクシー乗り場のすぐわきでございますけれども、かなり老朽化した公共施設の総合案内板がございます。それを撤去いた

しまして、今ご説明いたしました赤紫のものに取りかえるというものでございます。

この看板の上部のほうに、「トップアスリートのまち・北区」とそんな文言を入れております。それから、これまでの老朽化した看板には、ナショナルトレーニングセンター、それから障害者総合スポーツセンターは記載されてございませんでしたが、こういったものも記載をするということでございます。

続きまして、(2)のPR広告塔でございまして、下のほうにオリンピックの5色を用いましたデザインの看板がでございます。このPR広告塔でございまして。「トップアスリートのまち」、それから「ROUTE2020」ということで、十条駅の西口の築山部分、それから赤羽駅の西口に設置をするものでございます。下の四角の中に、デザインのコンセプトをお示ししてございます。

裏面をお願いいたします。続いて、道路わきに設置する標識、サインでございまして。四角の中に、「ROUTE2020」のシンボルマークということで、お示しをさせていただきました。デザインコンセプトはお示しのとおりでございまして。区章を用いました。区章を活用しましたデザイン、それから桜のピンクということで彩色をしたものでございます。このロゴデザインをさまざまなイベント等、それから商店街ですとか、そういったところで活用していきたいと考えておりますけれども、このデザインを活用した道路標識、これを設置していくというものでございます。設置場所・設置数については、今後検討・調整をしていくということでございまして、いずれにしても「ROUTE2020」沿いに設置をしていくものでございます。

ただいまご説明いたしました三つのデザイン、これにつきましてはエリートアカデミー生51名のアンケート、これをお願いいたしまして、そのアカデミー生の意図を参考にしまして決定をしたものでございます。

わきにこういう資料を席上に配付させていただきました。ちょっとこの資料のデザインと若干違うのですが、こちらが正式なものになります。中身が黄色でございまして、このシンボルマークを活用したPRグッズ、こういったものを発表していくものでございます。

1枚おめくりいただきまして、十条駅でございまして。わかりにくくて恐縮なのですが、色で印をつけてございます。十条駅をすぐお入りまして、タクシー乗り場がございまして。そのわきの総合案内、それから、その先の盛り上がった部分、築山、この手前にPR台を設置するというものでございます。

赤羽駅のほうでございまして。赤羽駅、いろいろなところなのですが、赤羽駅西口全体からいたしますと、右側、北のほうに2面のPR広告を設置するというものでございます。

資料の1枚目にお戻りいただきまして、1点訂正がございまして。このカラフルなPR広告塔でございまして。「ROUTEコミュニケーションマーク2020」になってございます。正式な「ROUTE2020コミュニケーションマーク」の順番と異なっておりますので、このコミュニケーションマークを2020の後ろに変更いたします。そういったデザインに変えまして、それを正式なものとして、PR広告を設置してまいります。

裏側にお戻りいただきまして、スケジュールでございまして。平成26年度に総合案内

サイン、十条駅西口に設置、それからPR広告塔、これについては十条駅西口と赤羽駅西口でございます。ただし、総合案内サインにつきましては、先ほど冒頭ご説明がございましたとおり、年度内の設置が微妙になってございますので、できる限り3月中に設置をしたいと考えてございます。

平成27年度でございますけれども、総合案内サインを赤羽駅西口に設置するとともに、通り沿いの標識を数カ所設置してまいると予定をしております。

以上でございます。

檜垣委員長 本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

森岡委員 委員長

檜垣委員長 森岡委員

森岡委員 うちのまちの中でも、まちづくり協議会みたいなものがあるのですが、話があるのですけれども、私が心配なのは、トップアスリートのまちが出ると、北区全体で盛り上げてやろうという感じがどうしても見えてこないのですね。その心配なのです。とても意義があって、とてもいいと思うのですけれども、どんどんこういう施設ができていけばいくほど、地域の人たちは逆に離れていくという感じが、すごく感じるのですよね。ですから、これはこれでいいのですけれども、やはり北区全体でトップアスリートのまちを育てていくという姿勢だけは、できたらもうちょっと欲しいなというのは希望なのですけれども、それだけなのですけれども、よろしくをお願いします。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長 委員長

檜垣委員長 東京オリンピック・パラリンピック担当課長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長 さまざまな場所で関連事業を展開しているところでございます。こうしたものにつきましては、来年度オリンピック・パラリンピック関連事業、全体の指針をつくって、明らかにしてまいると考えてございますので、その中で北区全体の取り組みを行っていきたいと考えてございます。

森岡委員 よろしくをお願いします。

檜垣委員長 ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長	ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。 次に、日程第5、報告第13号、東田端図書館漏水事故賠償に係る和解の専決処分について、事務局から説明をお願いいたします。
中央図書館長	委員長
檜垣委員長	中央図書館長
中央図書館長	<p>それでは、報告第13号をご報告いたします。1枚おめくりください。表の一番下の事故の概要のところをごらんください。平成26年9月29日、月曜日、東田端図書館がマンションの1階に入っております。アレックス日乃本というマンションなのですが、その1階の図書館の上階の部分から漏水事故が起こりまして、天井等、あと書簡の一部、それとポンプの一部が水濡れの被害を受けました。</p> <p>表の上のほうに戻っていただきますと、途中で決定額という欄がございます。総額で184万5,758円、内訳天井の貼替等、書簡の一部の修復で108万円、図書資料の購入被害額が76万5,758円、冊数にして415冊。いずれも図書については現物賠償として、今調達中でございます。施設のほうにつきましては、示談成立後、速やかに工事に入りまして、去る2月2日に全て修復工事は完了しております。区役所の専門部署であります営繕課の職員の検査等も全て受けておりますので、工事は終わりました。あと一部の本がまだ調達中ですが、遅くとも年度内には全てそろって、この賠償が終結すると思われまます。</p> <p>相手方が合同会社というか、三井住友信託銀行から信託契約を受けた会社で、投資型マンションが基本ということで、ちょっと相手方が複雑だったこともありまして、手続に少し時間がかかりましたが、昨年12月16日に専決処分を行ったところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
檜垣委員長	<p>本件について、ご質疑またはご意見はございますか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
檜垣委員長	ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。 次に、日程第6、報告第14号「第3期北区子ども読書活動推進計画(素案)」に関するパブリックコメントの実施結果について、事務局から説明をお願いします。
中央図書館長	委員長
檜垣委員長	中央図書館長

中央図書館 長	<p>それでは、報告第14号をご報告申し上げます。2枚おめくりいただきまして、横向きの資料でございます。パブリックコメントの実施結果でございます。平成26年12月10日から平成27年1月15日にかけて行いました。提出は、2名の方から6件のご意見をいただきました。1ページから3ページまで、計6件のものを表に整備させていただきました。</p> <p>この意見につきましては、いずれも本件の方向性とは合致しているもので、計画の変更については行わないものと考えてございます。今後の事業の運営等につきまして、しっかり受けとめて事業を計画していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
檜垣委員長	<p>本件について、ご質疑またはご意見はございますか。</p>
中央図書館 長	<p>委員長</p>
檜垣委員長	<p>中央図書館長</p>
中央図書館 長	<p>すみません、2枚目の報告書の中で、表題「子どもの読書計画」という表題がございますけれども、内容説明のところの「子ども」の「ども」が漢字になってございました。全て「ども」のところを今回は平仮名で通すことにしましたので、文章の打ち間違いでございます。大変申しわけありませんでした。</p>
檜垣委員長	<p>本件について、ご質疑またはご意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
檜垣委員長	<p>ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これもちまして、平成27年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。</p>